

各私立幼稚園・認定こども園 設置者 様

大阪府教育庁私学課長

平成29年度における私立幼稚園・認定こども園の特別支援教育に係る助成のための調査について（照会）

本府においては、府内の私立幼稚園・認定こども園における特別支援教育の充実を図るため、障がいのある幼児（以下「障がい幼児」という）の保育に直接必要な経費を対象に助成を行っています。

つきましては、当該助成事務の円滑な執行を図るため、標記補助金の申請を予定されている園を対象に、事前調査を実施しますので、下記により提出してください。

なお、調査対象となる障がい幼児の判断につきましては、「特別支援教育に係る補助金の判定基準」により厳格に行ってください。また、個人情報の取り扱いにつきましては、十分な配慮をお願いいたします。

## 記

### 1. 調査対象

学校法人立・個人立・宗教法人立の私立幼稚園（施設型給付を受ける幼稚園を含む）、又は学校法人立の幼保連携型認定こども園・幼稚園型認定こども園のうち、平成29年度において、上記補助金の申請を予定している園

### 2. 提出書類

(1) 「調査票」 【様式1-1】 【様式1-2】 【様式1-3】

(2) 「副申書」 【様式2】 ※各園児ごとに必要

(3) 診断書等の添付書類 ※写しの場合は原本照合が必要  
※各園児ごとに必要

(4) 市町村から交付される支給認定証の写し（1号認定、2号認定等）

**※ 支給認定によって、補助対象にならない場合もございます**

**※ 平成29年5月1日が支給認定証の有効期間内に入っているものの提出をお願いいたします**

※各園児ごとに必要

※ただし、私立幼稚園（施設型給付を受ける幼稚園を含む）は不要です

(5) 「保護者説明の実施状況の確認書」 【様式3-1】

(6) 「保護者同意書」 【様式3-2】

**※ 保護者同意については、書面での同意を得たうえで、保護者同意書を府へ提出してください**

(7) 「特別支援教育費補助金に関する確認書」 【様式4】

(8) ・「補助対象経費内訳表（予定）」【様式5-1】

・「特別支援教育担当教職員調査票（予定）」【様式5-2, 5-3】

※私学助成を受ける私立幼稚園は様式5-2を、施設型給付を受ける私立幼稚園・認定こども園は様式5-3をご提出ください（※あくまで予定で結構です）

※(8)は、対象者が2人以上の場合のみ、提出してください

(9) 「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の写し

※ 指定の様式はございませんので、現在、園で作成されているものの写しをご提出ください（※各園児ごとに必要）

※ 内容については、平成29年度4月から9月末までに記載したものを  
をご提出ください

※ 今まで作成ができていない園については、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」に関する研修などを利用していただくなどして、作成していただくようお願いいたします

### 3. 提出期日

【1】(1) 「調査票」【様式1-1】【様式1-2】【様式1-3】

(2) 「副申書」【様式2】 ※各園児ごとに必要

(5) 「保護者説明の実施状況の確認書」【様式3-1】

(6) 「保護者同意書」【様式3-2】

(7) 「特別支援教育費補助金に関する確認書」【様式4】

(8) 「補助対象経費内訳表（予定）」【様式5-1】

「特別支援教育担当教職員調査票（予定）」【様式5-2, 5-3】

提出期限：下記のとおり

① 私学助成を受ける私立幼稚園は、基礎資料提出と併せて提出（郵送不可）

② 上記以外の園（基礎資料提出が不要な園）は、5月31日（水）まで

【2】(3) 診断書等 ※各園児ごとに必要

(4) 支給認定証の写し（1号認定、2号認定等）※各園児ごとに必要

(9) 「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の写し

提出期限：平成29年9月29日（金）まで

※提出期限は厳守となりますので、よろしくお願いいたします

### 4. 提出方法

① 私学助成を受ける私立幼稚園は、基礎資料提出と併せて提出（郵送不可）

② 上記以外の園（基礎資料提出が不要な園）は、5月31日（水）までに  
随時、来課の上ご提出または郵送でご提出をお願いいたします

※ただし、郵送の場合は、必ず、追跡記録が残る簡易書留かレターパックで郵送ください

※特別支援に関する書類については特に取り扱いに注意が必要なことから  
特別な事情がない限りは、来課の上、ご提出をお願いいたします

## 5. 注意事項

- 当該園児の保護者への説明がなされていない場合や書面での保護者同意が得られていない場合は、標記補助金の申請を受付けることはできません。
- なお、期限までに調査票の提出のない場合は、申請の予定がないものとみなします。

## 6. 補助予定単価（園児1人につき）

設置者	障がい幼児1人	障がい幼児2人以上
学校法人	392千円	784千円
個人・宗教法人	392千円	392千円

※ 上記金額は予定です。単価は変更（減額）になる可能性がありますので、ご留意をお願いします。

※参考：平成27年3月10日付け国資料より抜粋・加工（国庫補助の対象者）

認定こども園		1号	2号	3号	
幼保連携型	学校法人立	新設	○	●	●
		旧接続型	○	○	●
		旧並列型	○	●	●
	上記以外		☆	●	●
幼稚園型	幼稚園部分が学校法人立	単独型	○	○	/
		接続型	○	○	☆
		並列型	○	☆	☆
	上記以外	単独型	☆	☆	/
		接続型・並列型	☆	☆	☆
保育所型		☆	●	●	
地方裁量型		☆	☆	☆	

○：私学助成（特別支援教育経費）、●：一般財源化前の障害児保育事業、  
☆：多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）

※学校法人立幼稚園から構成されていた認定こども園が、新制度施行時又は施行後に社会福祉法人へ統合したもの及び学校法人立幼稚園が新制度施行時又は施行後に保育所と統合して社会福祉法人立となったものは対象外。

## 7. その他

- この調査の「障がい幼児」とは、障がいの状況について専門的見地からの診断があり、かつ教育上特別な配慮（教職員の加配措置など）を要すると認められる幼児をいいます。

**※「教育上特別な配慮」は、継続した配慮をおこなっていること**

- 補助対象は、平成29年5月1日に在園している障がい幼児で、満3才児を含みます。  
(本調査後に退園者が出た場合は、下記担当者まで連絡をお願いいたします。)
- 診断書等の取り扱い、当該園児の保護者への説明についての留意点については、「平成29年度に私立幼稚園・認定こども園の特別支援教育に係る補助金の交付申請を予定している幼稚園・認定こども園設置者の方へ」を参照してください。

〒540-8570

大阪府中央区大手前3-1-43

大阪府庁新別館南館10階

大阪府教育庁私学課 幼稚園振興グループ 秦

電話 06-6210-9273

FAX 06-6210-9276